

高齢者虐待防止のための指針

合同会社幸紀

訪問看護ステーション シエル

高齢者虐待防止のための指針

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

当事業所では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定め、指針の下、全ての職員は業務にあたることとする。

2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
正当な理由なく身体を拘束すること。

② 心理的虐待

高齢者に対し、威圧的な言動、無視、嫌がらせ行為等により、精神的・心理的苦痛を与えること。

③ 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること。
当該高齢者の希望する金銭の使用を無視し、理由なく制限すること。
当該高齢者の財産や金銭を許可なく使用すること。

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

⑤ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

介護が必要である高齢者のケアを放棄し、生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
行うべきサービスの提供を放棄または放任すること。

3. 虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

① 利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない

いときでも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

② 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

4. 虐待防止に係る検討委員会の設置

- 当事業所は虐待の防止及び早期発見、早期対応を図ることを目的とし、「虐待防止検討委員会（以下 委員会）」を設置する。なお、委員会の責任者は管理者とし、管理者は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下 担当者）とする。
- 委員会の開催にあたっては、管理者及び在籍する職員が参加する。
- 委員会は定期的（年2回）かつ、必要に応じて担当者の招集により開催する。
- 委員会は次の事項について検討することとする。
 - ◇ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - ◇ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - ◇ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ◇ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ◇ 従業員が虐待を把握した場合に、市町村等への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ◇ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - ◇ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。
- 緊急性が高い事案の場合は、区市町村及び警察署等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制

- 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告を行います。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

- 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行ったものの権利が侵害されないよう、最新の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者だった場合は、他の上席者が代行します。また、必要に応じて関係者から事情を確認します。これらの経緯は報告を受けたものが責任をもって書面に残すものとする。
- 事実確認の結果、虐待の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り、必要な措置を講じます。
- 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、区市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 必要に応じ、医療機関に対して説明・報告を行います。
- これらの経緯を踏まえ、委員会では当該事案の発生原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- 虐待等の苦情相談について、相談を受け付けた者は、その内容を苦情解決責任者である担当者に報告します。担当者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に報告します。
- 苦情相談に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 対応の流れは、上述の「5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。
- 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は事業所内でいつでも閲覧できるようにしております。

また、事業所ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(附則)

この指針は、令和6年3月15日より施行する。